防犯カメラの設置・運用要領（参考例）

１ 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、 ○○区（○○町）が　○○道路（○○公園前）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることとする。

２ 設置目的

防犯カメラは、　○○道路（○○公園前）における犯罪の抑止や防止のために設置することとする。

３ 設置の場所等

(1)　設置の場所の方針

　○○道路（○○公園前）に設置するものとする。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」などと記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載することとする。

４ 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

(2)　管理責任者は、　○○区長（○○町総代）とする。

(3)　管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア　画像により知り得た情報の漏えい、又は不正な使用の防止のため必要な措置に関すること。

イ　防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せに関すること。

ウ　その他画像の適正な取扱いに関すること。

(4)　防犯カメラの操作及び取扱いを行う操作取扱者は、管理責任者が指定した　○○ 　　　とする。また、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

５ 画像の取扱い

(1)　設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。また、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2)　画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア　画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ　画像の記録された媒体（DVD、ハードディスク等をいう。以下同じ。） は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所又は施錠設備のある強固な金属製ボックス内に収納して厳重に管理し、(3)で定める場合を除き、外部への持出しをしてはならない。

ウ　画像の保存期間は、法令に基づく手続により照会を受けた場合などを除き、原則として、最大１か月以内の必要最小限度の期間とする。

エ　画像は、ウに定める保存期間が終了した後、直ちに消去する。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

(3)　画像の利用及び提供の制限

ア　画像及び知り得た情報は、設置目的以外に使用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ｱ)　法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(ｲ)　個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(ｳ)　捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。

イ　ア(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当し、提供する場合、設置者は、管理上必要な事項を記録する。

６　苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

７ その他

(1)　画像の取扱いに関することについては、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

(2)　この要領に定めるもののほか、防犯カメラの運用に必要な事項は、設置者がこれを定める。

(3)　この要領は、令和　年　月　日から実施する。